

廃棄物減量等推進審議会（第73回）の意見等への対応

No.	意見等	対応等
1	<p>プラスチックのリサイクルについて、数年前にこの審議会において「単一素材のプラスチックはリサイクルするべきだ。」という意見を挙げたことがあるが、その点について現在どのように検討されているのか。</p>	<p>本件について、当時の議事概要を確認させていただきました。</p> <p>当時、審議会においてご意見をいただきましたが、製品プラスチックについては、エコミルで燃せるごみとして処理し、サーマルリサイクルを行う形となりました。</p> <p>しかし、現在は社会情勢等を考慮し、国による法整備が行われる等、プラスチックの資源化を推進する方向に動いていますので、今後、本市においても、製品プラスチックの資源化を検討していきたいと考えています。</p>
2	<p>社会福祉法に規定する施設のうち、ごみ量が日量 50kg を超えない場合はごみ集積所に排出することができる制度について、事業の公共性、社会的貢献性を考慮すると、規模の大きな事業所のほうがそれらは高いと考えられる。</p> <p>事業系ごみは許可収集ではなく、市で収集したほうがごみの減量化や指導についても実施しやすくなるのではないかと。</p>	<p>事業者の責務として事業活動に伴って排出されるごみを自らの責任において処理することは前提です。</p> <p>担当部局に確認したところ、市内の社会福祉施設は、1,000 施設以上であるとのことでした。</p> <p>資源循環部にこれまで提出された「事業系一般廃棄物排出票」（日量 50kg を超えない場合、この排出票を提出することによりごみ集積所への排出が可能になります。）は 353 件になりますので、その割合は 35%程度だと考えられます。</p> <p>「事業系一般廃棄物排出票」の提出に該当しない多量排出事業者は 700 社程度だと想定し、それらの事業者がごみ集積所に排出することになると、収集の人員や車両等、市の収集計画に影響し、収集の遅れなど市民生活に悪影響を及ぼす恐れがあります。</p> <p>そのため、多量排出事業者から排出された廃棄物は現行のとおり事業者自らの責任において処理していただくことが必要であると考えています。</p>